

広島県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年七月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

高根島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市瀬戸田町高根字大畝谷一七八番一地从 から 尾道市瀬戸田町高根字大畝谷三〇七八番地先 まで	九・二〇〇 四九・七〇	九・二〇〇 四九・七〇		三五七・五〇	
	三二三・五〇	三二三・五〇			
	三一九・〇〇				ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル